

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	児童手当及び物価高対応子育て応援手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

武豊町は、児童手当に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

武豊町長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当及び物価高対応子育て応援手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>子育て支援課は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、高校生年代までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する（情報提供ネットワークシステムを介した公的受取口座の情報取得を含む）。支給要件確認等に当たっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。</p> <p>また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>主務省令に基づいて、子育て支援課は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>上記事務の届出書類および添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外に子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>また、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>
③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> 1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. あいち電子申請・届出システム 5. サービス機能・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)児童手当給付ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）（平成25年5月31日法律第27号） <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条第1項 別表の81の項、135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（別表第一省令）（平成26年内閣府・総務省令第5号） <ul style="list-style-type: none"> ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第74条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>（情報提供の根拠）</p> <p>・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び主務省令第2条の表42、125、141、160、161の項、第162条（別表第二）</p> <p>（情報照会の根拠）</p> <p>番号法第19条第8号主務省令第2条の表106、107の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 武豊町役場 総務部総務課 電話:0569-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒470-2392 愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 武豊町役場 健康福祉部 子育て支援課 電話:0569-72-1111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div>
いつ時点の計数か	令和8年1月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div>

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	複数人での確認や上長による最終確認を行っている。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・複数人での確認や上長による最終確認を行う。 ・システム内での管理及び権限付与の制限をする。 ・紙ファイルを保管し、キャビネットを施錠する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. あいち電子申請・届出システム 5. サービス機能・電子申請機能	事前	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	子育て支援課長 池田 武彦	子育て支援課長 杉浦 正享	事後	
平成31年3月28日	I 関連情報 5. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	子育て支援課長 杉浦 正享	子育て支援課長	事後	
平成31年3月28日	IV リスク対策		新規作成	事後	
令和2年3月30日	再実施 IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月24日 時点	令和2年3月16日 時点	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	児童手当に関する事務	児童手当及び物価高対応子育て応援手当の支給に関する事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>子育て支援課は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、高校生年代までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する(情報提供ネットワークシステムを介した公的受取口座の情報取得を含む)。支給要件確認等に当たっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。</p> <p>また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>主務省令に基づいて、子育て支援課は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>上記事務の届出書類および添付書類については、窓口や郵送での受け入れ以外に子育てワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能により受領する。</p> <p>また、住民への通知は郵送以外にマイナポータルのお知らせ機能で通知する。</p>	<p>子育て支援課は、児童手当法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>住民からの児童手当認定請求書等の届出により、中学校卒業までの児童を監護し、その児童と一定の生計関係にある父母等に対して、児童手当を支給する。支給要件確認等に当たっては、所得要件の確認を行い、認定される者に対して認定通知書を作成し通知する。</p> <p>また、児童手当現況届により、所得要件を確認し、継続認定の可否を確認する。</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、子育て支援課は、児童手当に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事後	
令和8年3月2日	3.個人番号の利用法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表第一の56の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項 別表の81の項、135の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第44条第1号、第2号、第3号、第4号、第5号、第6号、第7号、第74条	事後	

